

学校給食費についてのお知らせ

1 学校給食費の納付金額

- 1年間の学校給食費は、「1食当たりの単価×年間給食予定回数」により計算します。
- 毎期の納付金額は定額となり、具体的な金額は6月中旬に「学校給食費納入額決定通知書」をお送りします。
- 「牛乳停止」は、「学校給食費区分変更届」を提出した場合に適用されます。また、はっこう乳等の飲み物全般が停止の対象となります。
- 令和8年4月は学校給食費を改定しましたが、令和8年度については、国の重点支援地方交付金を活用することで、保護者が負担する一食あたりの金額は太枠内の額となります。

	改定後 1食 あたり	保護者負担額			年額			月割額			
		完全 給食	牛乳 停止	牛乳 のみ	完全 給食	牛乳 停止	牛乳 のみ	完全 給食	牛乳 停止	牛乳 のみ	
中学校	1・2年生	397	320	251	69	57,600	45,180	12,420	5,300	4,200	1,200
	3年生	397	320	251		54,400	42,670	11,730	5,000	3,900	1,100
特別支援 学校※	幼稚部	223	180	111		32,940	20,313	12,627	3,000	1,900	1,200
	中学部・ 高等部	397	320	251		58,560	45,933		5,400	4,200	

※ 令和8年度から小学校と特別支援学校小学部においては、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」事業がスタートすることから、国の重点支援地方交付金も活用することで、令和8年度については保護者負担はなしとなるため、金額を掲載していません。

2 学校給食費の納付方法

- 学校給食費は、原則として口座振替による納付となります。口座振替登録は、納期限の前月20日までに受け付けたものから、翌月以降、取扱いを開始します（土日・祝日等の場合、納期限は翌営業日となります）。
- 令和8年度の口座振替日（納期限）は次のとおり予定しています。
- 支払方法が納付書払いの方には、月の20日前後に「学校給食費納入通知書」と同封して納付書をお送りします。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	1月4日	2月1日	3月1日
対象月	4・5月分	6月分	7月分	8・9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2・3月分

学校給食費の口座振替による納付に御協力をお願いいたします。



↑ Web口座振替受付サイトはこちら
からアクセス

3 住所や氏名、口座情報等が変更となった場合

■ 学校給食費負担者の住所、氏名、電話番号に変更があった場合の手続きは、次のとおりです。

変更内容	学校に提出する書類	備考
住所(配布物の送付先)	なし※	※住所変更があった場合は、区役所に届け出ていただいた新住所に、配布物の送付先が変更されますので、「学校給食申込書記載事項変更届」の提出は不要ですが、 <u>区役所に届け出た住所以外への住所に送付を希望される場合は、「学校給食申込書記載事項変更届」を必ず学校に御提出ください。</u>
学校給食費負担者の氏名	学校給食申込書	
電話番号	記載事項変更届	

※特別支援学校幼稚部・高等部に在籍の方は、「学校給食費記載事項変更届」の提出が必ず必要になります。

■ 学校給食費の口座情報に変更があった場合の手続きは、次のとおりです。

変更内容	必要な手続き
振替口座の変更	「Web口座振替受付サイト」にて新たに振替を希望する口座を登録してください。
口座名義の変更(姓の変更等)	「学校給食申込書記載事項変更届」に通帳の写し等、変更後の名義人がわかるものを添付し、学校に提出してください。

4 学校給食費の停止・再開・変更(学校給食費の調整)について

(1) 学校給食の提供について、停止・再開・変更を届け出る場合

■ 学校給食の提供を「停止する(食べない)」「停止から再開する」「給食の内容を変更する(牛乳の停止又は牛乳のみの提供)」とする場合は、事前に学校へ連絡の上、「学校給食費区分変更届」を提出いただくことにより、学校給食費の調整を行います。まずは学校にお問い合わせください。

食物アレルギー等により牛乳を停止又は牛乳のみの提供を受ける場合

食物アレルギー等により、「①給食を停止」「②牛乳を停止」「③牛乳のみ提供」となる場合は、「学校給食費区分変更届」を学校に提出してください。①～③の区分に応じて、学校給食費を調整します。

傷病や長期欠席等により、連続して4日以上給食を食べない場合

傷病や長期欠席等により、給食実施日において連続して4日以上給食を食べないことが予めわかっている場合は「学校給食費区分変更届」を提出していただくことで、学校給食費の請求を停止します。

「学校給食費区分変更届」の提出がない場合、学校給食費は請求されます。給食を停止すべきか迷った場合は、必ず御相談ください。学校と保護者の方の間で欠席の状況や給食停止についての確認を行った上で、学校に届を提出していただくことで、学校給食費の請求を停止します。

市立学校以外へ転校する場合

市外への転出や、私立学校へ転校する場合などは、通常の転校の手続きは必要となりますが、学校給食に関する文書の提出は原則不要です。なお、食材発注の都合上、学校給食費の請求をすぐに停止することができませんので、あらかじめ御了承ください。

「学校給食費区分変更届」の届出の注意点

- 学校給食費の調整は、学校が届出（「学校給食費区分変更届」又は市立学校以外への転校の届出）を受けた日の翌日から起算して8日目（土日・休日等を除きます）以降に適用されます。
特に、学校給食の停止については、届出がない限り食材発注が行われますので、喫食の有無にかかわらず、学校給食費の請求が発生します。確実に学校への事前の届出をお願いします。
- 「学校給食区分変更届」の提出がなくても、月の初日から末日まで連続して欠席（3月・8月除く）した場合には、不要な食材発注の長期化を防止するため、全休した月の翌月月初日から食材の発注を停止します。その後、給食の再開を希望する場合には、改めて再開のための区分変更届の提出が必要となります。

（2）学校行事や臨時休業等により、学校給食の提供がなかった場合

- 学校行事等により、あらかじめ給食を実施しないとして設定した日や台風や感染症により学校が臨時休業（学校・学年・学級閉鎖）した際など、学校給食の提供がなかった場合は、学校給食費は徴収しません。

（3）学校給食費の調整（精算）は第9期で行います。

- 学校給食費の調整は、原則として第9期で行います。2月に給食実施回数に応じた1年間の学校給食費を確定し、第9期の納付金額から精算します。
- 調整後の納付金額については、「学校給食費納入額変更通知書」で2月にお知らせします。市外転出等の場合は、事由発生翌月以降に郵送します。
- 第9期の納付金額の確定以降、学校給食費を調整する事由が発生した場合は、3月に請求又は還付を行います。追加請求の場合は、全て納付書によるお支払いとなります。
- 学校給食費に未納がある場合は、還付を行わず未納分に充当します。

（4）学校給食費の支払いが困難な場合

- 生活保護や就学援助を受けている方は、学校給食費の負担はありません。認定に時間がかかり、先に納付いただいた認定対象分の学校給食費は、認定後に還付します。

【問合せ先】川崎市教育委員会事務局 健康給食推進室

電話 044-200-2539 FAX 044-200-1810
メールアドレス 88kyusyoku@city.kawasaki.jp
市HP <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121366.html>



「学校給食費区分変更届」や「学校給食申込書記載事項変更届」の用紙は、学校で配布しています。また、上記の川崎市のホームページからもダウンロード可能です。金融機関に提出する「口座振替納付依頼書」は学校からお渡します。